

第4回（令和3年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和3年4月12日開催

令和3年第4回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年4月12日、午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第4回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 清水 | 稔 |
| 3番 | 坂口 | 茂 |
| 4番 | 辻川 | 清太郎 |
| 5番 | 島村 | 平治 |
| 6番 | 北脇 | 広美 |
| 7番 | 苗村 | 善明 |
| 8番 | 辻 | 清子 |
| 9番 | 東郷 | 恵子 |
| 10番 | 石塚 | 健一 |
| 11番 | 森 | 恒仁 |
| 12番 | 有馬 | 和夫 |
| 14番 | 市木 | 和雄 |
| 15番 | 飯田 | 百合子 |
| 16番 | 白井 | 嘉嗣 |
| 17番 | 前田 | 美幸枝 |
| 18番 | 杉江 | 保彦 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 吉川 | 久和 |
| 21番 | 青木 | 徹 |
| 22番 | 藤岡 | いづみ |
| 23番 | 田中 | 靖志 |
| 25番 | 井狩 | 憲一 |
| 26番 | 武浪 | 勘治 |

欠席

- | | | |
|-----|----|----|
| 2番 | 小森 | 貴夫 |
| 13番 | 安田 | 健一 |
| 24番 | 小森 | 正人 |

会議に参加したる職員

農業委員会事務局長
事務局次長

西村 拓巳
小松 美進

主 幹 竹中 宏
書 記 田中 孝明
農林水産課 主 事 保智 翔太

議 長 ただいまの出席委員は23名であります。
なお、2番 小森 貴夫 委員、13番 安田 健一 委員、24番 小森
正人 委員につきましては、予め欠席される旨連絡をいただいています。
よって、本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第4回農業委員会
総会を開会します。

議 長 これより日程に入ります。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。
第17番 前田 委員、第19番 岩井 委員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長 日程第3、議第12号から議第14号を上程します。

議 長 議第12号 所有権の移転に関する件について を議題とします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、1ページをご覧下さい。
議第12号 所有権の移転に関する件について、農地法第3条第1項の規定に
より、上記の議案を提出する。
令和3年4月12日 会長 武浪 勘治。
案件は5件で、1件目は1筆、永原●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面
積 99㎡、地図は6ページ、譲渡人 野洲市永原●●●●番地 ●●●● 譲受
人 野洲市永原●●●●番地 ●●●●、契約内容は贈与、申請事由は経営拡大で
あります。全部効率要件は別紙1のとおり、田 53.26アール、畑 0ア
ール、合計 53.26 アール全て耕作されております。法人・信託要件について

は、個人のため適用されません。農作業常時従事要件については 通年従事されています。下限面積については、54.25アール耕作されるので問題ありません。地域調和要件については、地域の営農に支障をもたらすとは認められません。

2件目は2筆、1筆目は吉川●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 1550㎡、2筆目も吉川●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 3005㎡、地図は7ページ、譲渡人、野洲市吉川●●●●番地 ●●●● 譲受人、滋賀県栗東市荒張●●●●番地 ●●●●。現住所は栗東市であります、実家は野洲市吉川にあり、母親が一人暮らしであることから、以前より実家が所有している農地を耕作されております。契約内容は売買、申請事由は経営拡大であります。全部効率要件は別紙1のとおり、田 81.27アール、畑 30.45アール、合計111.72アール全て耕作されております。法人・信託要件については、個人のため適用されません。農作業常時従事要件については通年従事されています。下限面積については、157.27アール耕作されるので問題ありません。地域調和要件については、地域の営農に支障をもたらすとは認められません。

2ページをご覧ください。

3件目も2筆、1筆目は三上●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 578㎡、2筆目も三上●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積 99㎡、地図は8ページ、譲渡人、野洲市富波甲●●●●番地 ●●●● 譲受人、野洲市三上●●●●番地 ●●●●、契約内容は売買、申請事由は経営拡大であります。全部効率要件は別紙1のとおり、田 19.78アール、畑0アール、合計19.78アール 全て耕作されております。法人・信託要件については、個人のため適用されません。農作業常時従事要件については 通年従事されています。下限面積については、52.35アール耕作されるので 問題ありません。地域調和要件については、地域の営農に支障をもたらすとは認められません。

4件目は1筆、三上●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積 654㎡、地図は 8ページ、譲渡人、埼玉県ふじみ野市上福岡●●●● ●●●● 譲受人は、3件目と同じく●●●●、契約内容は売買、申請事由は経営拡大であります。全部効率要件は別紙1のとおり、田 19.78アール、畑0アール、合計19.78アール全て耕作されております。法人・信託要件については、個人のため適用されません。農作業常時従事要件については通年従事されています。下限面積については、52.35アール耕作されるので 問題ありません。地域調和要件については、地域の営農に支障をもたらすとは認められません。

5件目は1筆、三上●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 1926㎡、地図は8ページ、譲渡人は3人の共有名義で、野洲市三上●●●●番地 ●●●● 持分3分の1、滋賀県守山市守山●●●● ●●●● 持分3分の1、滋賀県栗東市霊仙寺●●●● ●●●● 持分3分の1 譲受人は、3件目、4件目と同じく●●●●、契約内容は売買、申請事由は経営拡大であります。全部効率要件

は別紙1のとおり、田19.78アール、畑0アール、合計19.78アール 全て耕作されております。法人・信託要件については、個人のため 適用されません。農作業常時従事要件については通年従事されています。下限面積については、52.35アール耕作されるので問題ありません。地域調和要件については、地域の営農に支障をもたらすとは認められません。

3件目、4件目、5件目の譲受人は同じ方でありまして、耕作内容は主に青パイヤということで、三上●●●●番の田では、水稻をされるとのこと。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第1番 清水 委員お願いします。

1番 1番 清水です。この度、●●さんが●●さんの畑を経営拡大ということで取得されます。●●さんは2月の総会にも申請があったんですけども田んぼを購入されて現在耕作されております。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

議 長 続きまして、20番 吉川 委員お願いします。

20番 20番 吉川でございます。詳細につきましては事務局からの報告のとおりでございます。譲受人の●●さんですけども以前から譲渡人の農地を耕作されており譲渡人の●●さんは父親から相続されたんですけども、本人は農業の経験もなく今後の予定もないということで、両者の間で話がまとまり今回の申請になりました。売買による所有権の移転になります以前からの耕作者であり地権者の間からであるため何の問題もないと思います。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

議 長 続きまして、3件目から5件目まで 14番 市木 委員お願いします。

14番 14番 市木でございます。●●さんが経営規模を拡大したいということで、今回農地を取得される案件です。4番の農地につきましては、自宅に隣接している農地でございます、ここではカイウ栽培を計画されております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、続きましてご質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第12号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第12号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認めます。
よって議第12号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第13号 農用地利用集積計画について を議題とします。
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましては意見を述べない挙手をしない形で進めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長 3ページをご覧ください。

議第13号 農用地利用集積計画について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年4月12日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治。

先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書の方をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計13件 27筆 45,664㎡です。

所有権が移転されたのは、合計1件 1筆 85㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。なお、詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林水産課 説明にはいります前に、先月の総会の質問に対して報告させていただきます。

利用権設定の賃貸者の契約の内容で北の農地が●●さんから●●に移っているというご指摘があったんですけどもあの後確認をさせていただいたんですけども、北の人・農地プランの中に●●さんの名がはいっておりましたので、人・農地プランの内容に沿った契約内容になっているということになります。またですね、お互い農地の集約化を目的として●●さんと●●さんの間で農地を交換されたりとかそういったこともされているようですので本人さんから確認が取れましたのでこの場を借りてお繋ぎさせていただきます。また、今月から所有権移転の様式

につきまして先月もいろいろご指摘をいただきました文々がおかしのではないかと
いうところご指摘いただいておりますけれども、私の気づく範囲で直せるとこ
ろは直させていただいたつもりです。またこの他にここおかしいんじゃないかと
いうのがあったらご指摘をいただきたいので、どうぞよろしくお願ひします。す
みません前置きが少し長くなりましたが、私のほうからは所有権移転について説
明させていただきます。

案件は1件で1筆です。

野洲市大篠原●●●●番、台帳地目 雑種地、現況地目 田、面積85㎡、対価
は85,930円。利用目的は水田です。農地の所有権を移転する者は、大阪市
北区●●●● ●●●●です。所有権移転を受ける者は、野洲市野洲●●●●
番地 ●●●●です。届出理由は、この土地は鉄塔用地として鉄塔が建設されて
いましたが、令和元年に鉄塔が解体されております。その後は現況が農地として
認められており、昨年度には鉄塔が建設されていた部分も含めて周りの農地と一
体で耕作が行われています。こういった現状から●●が●●氏へ農地を返却すべ
く、売買を申し出され、これを●●氏が承諾し、今回の申請に至っております。
みなさんのご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

25番 25番 井狩です。1番から順番にお聞きしますけれども利用権の設定の種類の中
で記載されているんですけども実施賃借料に準ずる。これは例えば1番ですと大阪
の人の田んぼを近江八幡の●●さんがお預かりやと、ここでいう実施賃借料とい
うのは何の基準をもっておっしゃっているのか。それから3番でもそうですね。吉川
の方が比江を耕作されておる。たまたま場所が吉川にあると、これも実勢賃借料やと
それと11番、2筆で米15袋やとこれは単純に水稻麦大豆だけやなしに園芸作物
か何かやっておられて賃借料が高いのか。私の記憶しておりますのは、●●●●
さんのいちごハウスが一反80,000円という高い賃借料がありますわ、そうい
う形で移譲されるのかということ。今説明があった●●さんが大篠原の地番が
わからんところの土地を金額が85,930円ということですが、これ地図もな
いし、どうかなあと思うのは、これわざわざ野洲の人が大篠原の山の中まで誰が情
報提供しているねって、これ付度してるんとかやうかと非常に疑いを持ちますわ
この部分につきましては、もうちょっと掘り下げた説明をしていただきたいなあと思
います。以上です。

議 長 事務局、説明をお願いします。

農林水産課 はい、ありがとうございます。まず利用権設定の賃貸者の部分で1番と3番と1

1番とかご指摘をいただいております。まず1番の●●さんの契約ですけれどもこちらにつきましては、以前も●●さんに金額を書いてくれないかということをお願いさせてもらったことがございます。ただ●●さん自体は近江八幡市で近江八幡市も含めて耕作されているんですけども、やはり各市町で賃借料についてはひらきがあるというところで、基本的に農地のある市町の実勢賃借料を基に金額を算出させていただきたいのでこういった記載でお願いできないかということで申し出されてます。そこまで理由を言われてこちらダメだという訳にはいかないですから、そういう事情でしたらこういう書き方で良いですよというように返答させていただいた経緯がございます。ですからどこの実勢賃借料かということはこの野洲市の農地に対する料金の基準で算出をされています。3番も、もの的には同じ部分になるんですけども、すみませんこちらは本人さんに直接確認は取れてないんですけども、おそらくはこの●●と同じ考えではないかと思えます。後11番の物納部分につきましては、こちらも高い安いというものが出てくる部分があるんですけども、なかなかこれ高すぎませんか、安すぎませんかというところまで指導させていただいてないものでこのまま載せさせていただいております。後、所有権移転 ●●さんの部分になります。何故、鉄塔がここに建ったかという経緯までは掴みきれていないので、今ここですぐに説明しろと言われると難しい部分があるんですけども、鉄塔候補地とあげていかれる中で何か農林水産課なり農業委員会なりが特別に情報提供したりとかあの人の農地を優先的にみたいなのは、一切ございませんのでそのへんにつきましては、こちらで何か働きかけをしているということは否定をさせていただきたいと思えます。ただ何故こういう経緯に至っているのかということは、もう少しお時間をいただかないと、この場ですぐにお返事させていただくことはできないと考えています。一部答えになっていない部分もあるかと思いますがお願いします。

議 長 井狩委員、よろしいですか。

25番 何故こういうことをお聞きしたかといいますと、要は今の賃借料につきましても他にもありますわ、8,000円・米2俵こういう形で本当に適正な賃借料になったのかなあと、市内のところは賃借料に従う方向で動いておられる。けども相変わらず中途半端なこういう部分もある。そこらを書類に記載事項に間違いがなかったら何でも受付をするというそういう姿勢を正してもらわんといかんと思う。以上です。

議 長 事務局、説明はありますか。

農林水産課 はい、ありがとうございます。おっしゃることは当然受け止めはさせていただきます。

んですけども、利用権の業務をやる中で基盤法の法律を基に対応させていただいてんですけども、どうしてもそちらに中身の記載といったものがないものでこちらで対応できないというのが現状になります。こういったことが可能なかどうかはわからないですけども、こういう基盤法の契約にあたって農業委員会さんの方からこういう契約がこういう基準で契約するのが好ましいのではないかと意見書なりそういうのをご提出いただくと私供も農家さんにお伝えすること等ができますので、ただ農林水産課である一定基準を聞いてというのはどうしてもできないので何かの基準みたいものを農業委員会さんからお示しいただくと非常にありがたいと思います。内容につきましてもう少ししっかり見るように担当に伝えさせていただきますようお願いしております。

議 長 井狩委員よろしいですか。

25番 はい。

議 長 他に質疑ございませんか。

4番 今回答されたように図面がないとか、これくらいのサービスは事務局として、して欲しいなあと思います。もう一つは、やはり資本力がある人が農地をどんどん買われると、そうやけども実際その人が耕作しない、100パーセントまる投げ、それ誰が困るかという地域で農業組合が一番困るというわけです。地域の農業組合の方針とそれからあくまで大規模でどんどんやられるところの方針、その人との方針に悪気は全然ないんです。しかし決定される前にですね、やはりこの地域はこういう方針で農業を地域を守っておられますよというのが農業委員会の責任であり、農林水産課の責任としてきちっと、その買われる方、耕作される方に説明していただいて地域の農業組合と上手くコンセンサスとっていただきたいと思います。以上意見です。

議 長 意見として、受け賜らわさせていただきます。
他にご意見ございませんか。

(挙手なし)

議 長 他に、ご質疑はないのでこれをもって質疑を終結します。

議 長 これより議第13号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第13号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって議第13号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第14号 非農地証明願承認について を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局長 まず、非農地証明について説明いたします。「非農地証明」につきましては、願出者自ら非農地の証明申請を、するものであります。非農地であるかどうかは、その土地自体の現況や態様等、事実状態に基づいて客観的に判定し、処理するものとします。そのため、添付書類には、申請書、位置図、土地登記簿謄本、公図、現況写真のほか、農地でなくなった時期を直接または間接に証明する官公署等の発行する書類、例えば、国土地理院発行の写真をできる限り添付していただき、農業委員の意見書のほか、公的機関等の証明書、具体的には、自治会長または農業組合長の証明書を添付していただくこととなります。

それでは、4ページをご覧ください。

議第14号 非農地証明願承認について 野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領第4条の規程の適用を受けるため、上記の議案を提出する。

令和3年4月12日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治。

案件は1件で3筆、1筆目は大篠原●●●●番 登記地目 田 現況地目 山林、面積89㎡、地図は9ページ 2筆目も大篠原●●●●番 地図は9ページ下側の丸枠、上部分です。登記地目 田 現況地目 山林、面積297㎡、3筆目も大篠原●●●●番 地図は9ページ下側の丸枠、下部分です。登記地目 田 現況地目 山林、面積188㎡、利用状況は不耕作で、所有者 野洲市大篠原●●●●番地、●●●●であります。願出された今回の農地は、耕作放棄後20年以上経過し、自然林化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性がないことから、具体的事実が明らかであるため、非農地として判断されるものであります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。

本来ですと 安田 委員からの説明となりますが、本日欠席のため、事務局よりお願いします。

事務局 13番 安田委員になり替わりまして事務局の方から説明させていただきます。現地は30年前から山林・原野化しておりまして猪の害もあり耕作面積も小

さく、道も狭く大型機械も入らず耕作に著しく不便を感じておられました。現在も山林・原野化しており復元も困難な状況にあるとのこと。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第14号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第14号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。
よって議第14号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

議 長 続きまして、日程第4報告案件にはいります。

議 長 報告第6号 農用地利用配分計画について報告します。
この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。
それで、事務局の報告を求めます。

事務局長 4ページをご覧ください。
報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第1項の規定に基づき、農用地利用配分計画が定められたので報告する。
令和3年4月12日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治。
内容は別紙のとおりであります。令和3年第2回総会におきまして、農用地利用集積計画として上程し、許可いただきました農地になります。受け手が決まりましたので報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和3年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時00分